

「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について（案）」への意見

社会福祉法人全国社会福祉協議会

全 国 保 育 士 会

会 長 村松 幹子

保育所・認定こども園等は、社会の維持、生活を支えるために、令和2年4月7日に発出された緊急事態宣言下においても開所し続けました。新型コロナウイルスの感染拡大が続く中でも、3密を避けることができない保育現場において、感染対策をし、さまざまな創意工夫を行いながら、子ども主体の保育を実践し続けています。しかしながら、各地で園児や保護者、職員の感染が確認され、クラスターの発生も報告されています。

重症者・死亡者を抑制するために、医療従事者等や高齢者及び基礎疾患を有する者、高齢者等が入所・居住する社会福祉施設等の職員を優先接種とすることは承知していますが、保育所・認定こども園等は258万人の子どもたちが利用し、地域に不可欠な社会基盤として子どもの育ちを保障し、働く保護者等を支える、極めて重要な施設です。

保育所・認定こども園等の保育士・保育教諭等職員への感染を予防することが施設の開所継続につながります。つきましては、保育所・認定こども園等の保育士・保育教諭等職員をワクチンの優先接種対象者に位置付けていただくようお願いします。

(連絡先)

全国保育士会 事務局

社会福祉法人全国社会福祉協議会 児童福祉部内（担当：辻本）

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル4階

電話:03-3581-6503 Fax:03-3581-6509 e-mail: hoikushikai@shakyo.or.jp